

令和 2 年 1 月 15 日
大臣官房技術調査課

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の 運用ガイドラインを改正しました

～改正のポイント～

- ・ 計画、調査、予備設計等の事業上流段階からの適用されるよう、適用検討時期の考え方を記載
- ・ 災害復旧工事や小規模な修繕工事における効率的な手続きを記載
- ・ 設計業務・技術協力業務、価格交渉を円滑に実施するための考え方を記載
- ・ 最新の事例を追加

公共工事の品質確保の促進に関する法律において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（技術提案・交渉方式）が規定されています。

本ガイドラインは、国土交通省直轄工事において、技術提案・交渉方式を適用する際に参考となる手続きを定めたものであり、平成 27 年に策定されています。

この度、適用事例が蓄積され、新たに生じた課題点等に対応するため、ガイドラインを改正しましたのでお知らせします。

○添付資料

- ・ 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（概要）

○本文掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000656.html

<問い合わせ先>

大臣官房技術調査課

課長補佐 出口 桂輔 係長 鳥畑 一博

TEL 03(5253)8111 (内線22334、22337)

直通 03(5253)8220 FAX 03(5253)1536